

はしがき

酒類販売業免許申請の仕事をしていると、いろいろな依頼が舞い込んできます。「海外勤務をしていた際に知り合ったヨーロッパのワイナリーからワインを輸入してインターネットで販売したい」、「これまでお店で酒類を販売していたがインターネットでも販売したい」といった一般的な免許申請の依頼が多いですが、中には「販売場を移転した際に手続きを忘れていたため、税務署からお酒の販売を中止するように言われたが何とかありませんか」というような依頼もありました。また、近年、日本産酒類（特にウイスキー）の評価が高まってきていることもあり、古物買取業者からの免許申請の依頼も増えています。

海外勤務の経験を生かした輸入酒類の販売でネックになるのは、申請者の経営経験です。酒類販売業免許の申請要件の中に申請者の経験や経歴に関する規定があって、酒類業に直接従事した期間が3年以上あるか、経営者としての経験が3年以上ないと免許できないことになっているからです。会社の取締役または個人事業主としての経験が概ね3年以上ないと免許申請はできませんので、「経営経験を積むか、経営経験が3年以上ある方を役員にしないと免許申請はできませんよ」とお伝えして、一旦申請をあきらめていただくこととなります。

また、酒類販売業免許は場所を特定して免許していますので、移転許可を受けていない販売場での酒類の販売は「無免許販売」に該当します。無免許販売が行われていれば、税務署が酒類の販売をストップするのは当然のことで、酒類販売業者としては従わざるを得ません。その後に、移転許可の申請を失念していたことをお詫びして、一刻も早く移転許可申請をし、許可が下りるのを待つしかありません。

本書は、酒類販売業免許の申請手続のほか、酒類販売業者としての義務や免許取得後に必要な手続き等についても解説しており、これから免許を受けて酒類販売を始めたい方ばかりでなく、既に免許を受けている方にとっても、酒類販売業者に課されている義務や移転許可などの手続きを確認できる構成となっています。

第1部は、酒類販売業免許制度の概要について、免許の区分（第1章）、酒類販売業免許の申請要件（第2章）、酒類販売業免許の申請等手続き（第3章、第4章、第5章）、酒類販売業者の義務及び免許取得後に必要な手続き（第6章）について、詳しく解説しました。

なお、第2章の酒類販売業免許の申請要件については、人的要件、場所的要件など複数の酒類販売業免許に共通する要件もありますが、申請しようとする免許について調べる場合にわかりやすいように、敢えてそれぞれの免許ごとに解説するようにしています。

第2部は、酒類販売業免許申請の際に提出する申請書（次葉を含む）及び添付資料の書き方等について、酒類行政の経験を生かし、代表的なものをできるだけわかりやすく、申請書の審査に当たる酒類指導官の視点で解説しました。ここに書かれていない免許申請についても、これらを組み合わせることによって応用できると思います。

本書では、国税庁が発行している酒類販売業免許申請の手引きでは、注書きされている免許要件の判断の基準や申請書類作成上の重要なポイントについて、「POINT」として解説するようにしました。また、申請者が知っていたほうがよいと思われる専門用語については、「コラム」という形で紹介するなど、できる限りわかりやすくまとめたつもりです。

これから酒類を販売しようと考えている事業者や酒類販売業者、酒類販売業免許申請の手続きに関与される行政書士の皆様にご活用いただければ幸いです。

令和7年2月

行政書士・税理士 小林 秀一

目 次

第 1 部 酒類販売免許制度の概要

第 1 章 酒類販売業免許の区分と内容

- 1 酒類販売業免許とは 14
- 2 酒類小売業免許と酒類卸売業免許の区分 15
 - (1) 酒類小売業免許 15
 - (2) 酒類卸売業免許 15
- 3 酒類小売業免許 16
 - (1) 一般酒類小売業免許 16
 - (2) 通信販売酒類小売業免許 16
 - (3) 特殊酒類小売業免許 17
- 4 酒類卸売業免許 19
 - (1) 全酒類卸売業免許 19
 - (2) ビール卸売業免許 19
 - (3) 洋酒卸売業免許 20
 - (4) 輸出入酒類卸売業免許 20
 - (5) 店頭販売酒類卸売業免許 20
 - (6) 協同組合員間酒類卸売業免許 21
 - (7) 自己商標酒類卸売業免許 21
 - (8) 特殊酒類卸売業免許 21

第 2 章 酒類販売業免許の申請要件

- 1 一般酒類小売業免許の要件 23
 - (1) 人的要件（酒税法 10 条 1 ～ 8 号） 23

(2) 場所的要件（酒税法 10 条 9 号）	24
(3) 経営基礎要件（酒税法 10 条 10 号）	25
POINT 1 酒類小売業免許申請に必要な申請者の経歴	27
(4) 需給調整要件（酒税法 10 条 11 号）	27
POINT 2 旅館・ホテル等で酒販免許を取得するには	28
2 通信販売酒類小売業免許の要件	28
(1) 人的要件（酒税法 10 条 1 ～ 8 号）	28
(2) 場所的要件（酒税法 10 条 9 号）	30
(3) 経営基礎要件（酒税法 10 条 10 号）	30
(4) 需給調整要件（酒税法 10 条 11 号）	31
3 特殊酒類小売業免許の要件	32
4 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の要件	32
(1) 人的要件（酒税法 10 条 1 ～ 8 号）	32
(2) 場所的要件（酒税法 10 条 9 号）	33
(3) 経営基礎要件（酒税法 10 条 10 号）	34
POINT 3 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請に必要な申請者の経歴	35
(4) 需給調整要件（酒税法 10 条 11 号）	36
5 洋酒卸売業免許、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許の要件	37
(1) 人的要件（酒税法 10 条 1 ～ 8 号）	37
(2) 場所的要件（酒税法 10 条 9 号）	38
(3) 経営基礎要件（酒税法 10 条 10 号）	39
POINT 4 洋酒卸売業免許、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許、自己商標酒類卸売業免許及び輸出入酒類卸売業免許の申請に必要な申請者の経歴	41
6 輸出入酒類卸売業免許の要件	42
(1) 人的要件（酒税法 10 条 1 ～ 8 号）	42
(2) 場所的要件（酒税法 10 条 9 号）	43

第 3 章 酒類小売業免許の申請手続等

1 申請書類の作成	45
2 申請書類の提出	46
3 申請書の審査	47
POINT 5 酒類指導官とは	48
POINT 6 酒類販売業免許の取扱官庁	49
4 免許付与等の通知	49
5 登録免許税の納付	49
6 酒類販売管理者の選任	50
7 酒類販売業免許者の氏名等の公表	50
POINT 7 酒類販売管理者とは	51

第 4 章 酒類卸売業免許の申請手続等

1 申請書類の作成	52
2 「全酒類卸売業免許」及び「ビール卸売業免許」の 申請手続	52
(1) 免許可能件数の公表	52
(2) 申請書類の提出	53
(3) 申請時（公開抽選前）に提出する申請書類	53
(4) 公開抽選の実施（審査順位の決定）	54
(5) 審査時（公開抽選後）に提出する申請書類	55
(6) 申請書類の審査	56
(7) 免許付与等の通知	57
(8) 登録免許税の納付	57
(9) 酒類販売業免許者の氏名等の公表	57

3 「全酒類卸売業免許」及び「ビール卸売業免許」以外の 酒類卸売業免許の申請手続	58
(1) 申請時に提出する書類	58
(2) 登録免許税の納付	59
(3) その他	60

第5章 酒類販売業免許の条件緩和の申出手続等

1 条件緩和の申出書の作成	62
2 申出書類の提出	62
3 申出書の審査	64
4 免許条件の緩和等の通知	64
5 登録免許税の納付	65
6 酒類販売管理者の選任	65
7 酒類販売業免許者の氏名等の公表	65

第6章 酒類販売業者の義務及び免許取得後に必要な手続き

1 酒税法上の義務	67
(1) 記帳義務	67
(2) 酒類販売数量等の報告	68
(3) 住所・名称等の異動申告	68
(4) 酒類販売場の休止等の申告	69
(5) 酒類蔵置所（酒類倉庫）の設置報告	69
(6) 酒類の販売先等の報告	69
(7) 酒類の詰め替えを行う場合の届出	70
POINT 8 酒類の「詰め替え」と「量り売り」	70
コラム 直ちに、速やかに、遅滞なくの違い	71

2	免許取得後における免許に関する各種手続	72
(1)	酒類販売場を移転しようとする場合	72
(2)	酒類販売場を廃止しようとする場合	72
(3)	酒類販売業を相続しようとする場合	72
(4)	酒類販売業を承継しようとする場合	73
(5)	酒類販売業者が法人成り等をしようとする場合	73
3	酒類業組合法上の義務	74
(1)	酒類販売管理者選任義務	74
(2)	酒類販売管理者の届出義務	75
(3)	酒類販売管理者に定期的に酒類販売管理研修を受講させる義務	75
(4)	酒類販売管理者標識の掲示義務	75
(5)	20歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の遵守	75
	コラム 自動販売機による酒類の販売	78
4	社会的要請への適切な対応（主なもの）	79
(1)	20歳未満の者の飲酒防止	79
	コラム 飲酒に関する年齢制限	80
(2)	公正な取引の確保	81

第2部 申請書類の書き方

第1章 一般酒類小売業免許申請書の記入例

1	店舗で酒類を販売する場合の酒類販売業免許申請書の記入例	84
(1)	酒類販売業免許申請書の記入例	86
(2)	酒類販売業免許申請書 次葉1の記入例	88
(3)	酒類販売業免許申請書 次葉2の記入例	90

(4) 酒類販売業免許申請書 次葉 3 の記入例	92
(5) 酒類販売業免許申請書 次葉 4 の記入例	94
(6) 酒類販売業免許申請書 次葉 5 の記入例	98
(7) 酒類販売業免許申請書 次葉 6 の記入例	100
2 一般酒類小売業免許申請書の添付書類の留意事項及び 記入例	104
(1) 酒類販売業免許の免許要件誓約書	104
(2) 申請者の履歴書	110
(3) 法人の定款の写し	112
(4) 地方税の納税証明書	112
(5) 賃貸借契約書等の写し（申請書次葉 3 付属書類）	113
POINT9 建物の所有者と貸主が異なる場合は注意が必要	114
(6) 最終事業年度以前 3 事業年度の財務諸表	115
(7) 土地及び建物の登記事項証明書	115
(8) その他参考となるべき書類	115
(9) 一般酒類小売業免許申請書 (a) チェック表の記入例	120

第 2 章 通信販売酒類小売業免許申請書の記入例

1 ネットショップで酒類を販売する場合の 酒類販売業免許申請書の記入例	122
(1) 酒類販売業免許申請書の記入例	124
(2) 酒類販売業免許申請書 次葉 1 の記入例	128
(3) 酒類販売業免許申請書 次葉 2 の記入例	130
(4) 酒類販売業免許申請書 次葉 3 の記入例	132
(5) 酒類販売業免許申請書 次葉 4 の記入例	134
(6) 酒類販売業免許申請書 次葉 5 の記入例	138
(7) 酒類販売業免許申請書 次葉 6 の記入例	140

2 通信販売酒類小売業免許申請書の添付書類の留意事項及び記入例	144
(1) 酒類販売業免許の免許要件誓約書	144
(2) 申請者の履歴書	150
(3) 法人の定款の写し	152
(4) 地方税の納税証明書	152
(5) 賃貸借契約書等の写し（申請書次葉3付属書類）	153
(6) 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	153
(7) 土地及び建物の登記事項証明書	154
(8) その他参考となるべき書類	154
(9) 通信販売酒類小売業免許申請書チェック表の記入例	168

第3章 輸入酒類卸売業免許申請書の記入例

1 自己が輸入した酒類を卸売する場合の酒類販売業免許申請書の記入例	172
(1) 酒類販売業免許申請書の記入例	174
(2) 酒類販売業免許申請書 次葉1の記入例	176
(3) 酒類販売業免許申請書 次葉2の記入例	178
(4) 酒類販売業免許申請書 次葉3の記入例	180
(5) 酒類販売業免許申請書 次葉4の記入例	182
(6) 酒類販売業免許申請書 次葉5の記入例	184
2 輸入酒類卸売業免許申請書の添付書類の留意事項及び記入例	186
(1) 酒類販売業免許の免許要件誓約書	186
(2) 申請者の履歴書	192
(3) 法人の定款の写し	194
(4) 地方税の納税証明書	194
(5) 賃貸借契約書等の写し（申請書次葉3付属書類）	195
(6) 最終事業年度以前3事業年度の財務諸表	195

- (7) 土地及び建物の登記事項証明書 196
- (8) その他参考となるべき書類 196
- (9) 酒類販売業免許申請書 (b) チェック表の記入例 200

第 4 章 酒類販売業免許の条件緩和申出書の記入例

- 1 自己が輸入して卸売していた酒類をネットショップでも販売する場合の条件緩和申出書の記入例 202
 - (1) 酒類販売業免許の条件緩和申出書の記入例 204
 - (2) 酒類販売業免許申請書 次葉 1 の記入例 206
 - (3) 酒類販売業免許申請書 次葉 2 の記入例 208
 - (4) 酒類販売業免許申請書 次葉 3 の記入例 210
 - (5) 酒類販売業免許申請書 次葉 5 の記入例 212
 - (6) 酒類販売業免許申請書 次葉 6 の記入例 214
- 2 条件緩和申出書の添付書類の留意事項及び記入例 218
 - (1) 酒類販売業免許の免許要件誓約書 218
 - (2) 地方税の納税証明書 224
 - (3) その他参考となるべき書類 224
 - (4) 条件緩和申出の際の通信販売酒類小売業免許申請書チェック表の記入例 236

第 5 章 酒類販売場移転許可申請書の記入例

- 1 酒類販売場移転許可申請書の記入例 240
 - (1) 酒類販売場移転許可申請書の記入例 242
 - (2) 酒類販売業免許申請書 次葉 1 の記入例 244
 - (3) 酒類販売業免許申請書 次葉 2 の記入例 246
 - (4) 酒類販売業免許申請書 次葉 3 の記入例 248

2	酒類販売場移転許可申請書の添付書類の留意事項及び 記入例	250
(1)	賃貸借契約書等の写し（申請書次葉3付属書類）	250
(2)	土地及び建物の登記事項証明書	250
(3)	酒類販売場移転許可申請書（h）チェック表の記入例	251

第6章 酒税法上の義務に基づく申告書・報告書の 記入例

1	本社を移転し、代表者を変更した場合の異動申告書の記 入例	253
2	常設の酒類倉庫を設置する場合の酒類蔵置所設置報告書 の記入例	256

参考資料

1	酒類指導官設置税務署一覧	260
2	酒類販売管理研修実施団体（指定団体）一覧	268

第 1 部

酒類販売免許制度の 概要

第 1 章

酒類販売業免許の区分と内容

1 酒類販売業免許とは

酒類の販売業をしようとする場合には、酒税法の規定に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から酒類販売業免許を受けなければなりません。

酒類の販売業とは、酒類を継続的に販売することをいいますが、営利を目的としているかどうか、販売先が特定の者であるかは問いません。

販売場ごとに免許を受ける必要があるというのは、例えば、本店で酒類販売業免許を受けている場合であっても、支店等別の場所で酒類を販売する場合には、支店等の所在地の所轄税務署長から新たに酒類販売業免許を受ける必要があるということです。

酒類販売業免許を受けないで酒類の販売業を行った場合には、酒税法の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることになっています。また、偽りその他不正な行為によって酒類販売業免許を受けた場合など一定の要件に該当する場合には、酒類販売業免許が取り消されることがあります。

【酒税法】

第9条 酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業(以下「販売業」と総称する。)をしようとする者は、政令で定める手続により、販売場(継続して販売業をする場所をいう。以下同じ。)

ごとにその販売場の所在地（販売場を設けない場合には、住所地）の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。

第14条 酒類販売業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の販売業免許を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の行為により酒類の販売業免許を受けた場合

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第1項の規定による販売業免許を受けないで酒類の販売業をした者

2 酒類小売業免許と酒類卸売業免許の区分

酒類販売業免許は、酒類を販売する相手（取引先）によって、酒類小売業免許と酒類卸売業免許の2つに区分されています。

(1) 酒類小売業免許

酒類小売業免許は、消費者や料飲店営業者等に対して酒類を継続的に販売（小売）することができる酒類販売業免許です。洋酒入りのチョコレートなどを製造する菓子等製造業者等に対して酒類を販売する場合に必要な免許も酒類小売業免許です。

(2) 酒類卸売業免許

酒類卸売業免許は、酒類販売業者または酒類製造者に対して酒類を継続的に販売（卸売）することができる酒類販売業免許です。

酒類卸売業免許では、消費者やレストラン、居酒屋などの料飲店営業者に酒類を販売することはできません。

●表 1-1 酒類小売業免許と酒類卸売業免許の区分

免許の区分	販売先（取引先）
酒類小売業免許	・一般消費者 ・飲食店・レストラン等の飲食業者 ・酒類を使った菓子等の製造業者等
酒類卸売業免許	・酒類製造者 ・酒類卸売業者 ・酒類小売業者

3 酒類小売業免許

酒類小売業免許は、販売方法によって、一般酒類小売業免許、通信販売酒類小売業免許及び特殊酒類小売業免許に区分されます。

(1) 一般酒類小売業免許

一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、すべての品目の酒類を小売することができる酒類販売業免許です。酒屋、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、量販店、百貨店の酒売場などの免許がこれに該当します。

レストランや居酒屋などの飲食店に対して酒類を販売する場合に必要な免許も一般酒類小売業免許になります。

販売する酒類の品目に制限はありませんので、どんなお酒でも販売することができますが、通信販売はできません。

(2) 通信販売酒類小売業免許

通信販売酒類小売業免許とは、通信販売によって酒類を販売（小売）することができる酒類小売業免許です。

通信販売というのは、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、インターネットやカタログの送付等によって商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の通信手段

によって売買契約の申込みを受けて、当該提示した条件に従って行う販売をいいます。

通信販売酒類小売業免許では、酒類の店頭小売（店頭において酒類の売買契約の申込みを受けたり、店頭において酒類を引き渡すこと）はできません。

また、販売できる酒類の範囲は次の酒類に限られています。

- ① 輸入酒類
- ② 国産酒類のうち、カタログ等の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000kl未満である酒類製造者が製造、販売する酒類
- ③ 国産酒類のうち地方の特産品等（製造委託者が所在する地方の特産品等に限る）を原料として、酒類製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000kl未満である酒類

つまり、通信販売では、輸入した酒類であれば何でも販売することができますが、国産酒類については、大手酒類製造者が製造する酒類は販売できないことになります。

(3) 特殊酒類小売業免許

特殊酒類小売業免許とは、一般酒類小売業免許や通信販売酒類小売業免許に該当しない酒類小売業免許で、消費者等の特別の必要に応ずるために酒類を販売（小売）することが認められる免許です。消費者等の特別の必要に応ずるために付与される免許ですから、その販売行為は必要最低限であり、それぞれの免許に応じて販売する酒類の範囲またはその販売方法について具体的な条件が付けられます。

例えば、酒類卸売業免許を有している酒類販売業者が、自社の役

員及び従業員に対して酒類を販売する免許などが特殊酒類小売業免許に該当します。この場合販売先は、自社の役員及び従業員に限定され、販売できる酒類の範囲は、既存の酒類卸売業免許で販売することができる酒類に限定されます。

●表 1-2 酒類小売業免許の区分

免許の区分	主な販売業態	販売できる酒類の範囲	
一般酒類 小売業免許 (通信販売は できない)	・一般酒販店 ・業務用卸主体店 ・百貨店 ・スーパーマーケット ・コンビニエンスストア ・ドラッグストア ・量販店 ・駅の売店 ・その他の小売店等	全酒類	
通信販売酒類 小売業免許 (店頭販売は できない)	・ネット販売 ・カタログ販売	輸入酒類	全酒類
		国産酒類	前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量がすべて3,000kl未満である酒類製造者が製造、販売する酒類
		特産品等	地方特産品等であり、製造数量が3,000kl未満である酒類
特殊酒類 小売業免許	上記以外の販売形態	必要に応じて具体的な条件が付けられる	

4 酒類卸売業免許

酒類卸売業免許は、販売方法によって、全酒類卸売業免許、ビール卸売業免許、洋酒卸売業免許、輸出入酒類卸売業免許、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許、自己商標酒類卸売業免許及び特殊酒類卸売業免許に区分されます。

このうち、「全酒類卸売業免許」及び「ビール卸売業免許」については、各免許年度の免許可能件数を卸売販売地域（原則として都道府県）ごとに算定し、免許可能件数の範囲内で免許が付与されます。

免許申請に当たっては、一定の申請期間内に提出された申請等について、原則として公開抽選を実施して審査順位を決定し、審査順位に従って審査を行い、免許可能件数の範囲内で免許が付与されます。

一方、「全酒類卸売業免許」及び「ビール卸売業免許」以外の酒類卸売業免許については、抽選は行わず申請等の順に審査を行い、免許が付与されます。

(1) 全酒類卸売業免許

全酒類卸売業免許とは、原則として、すべての品目の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許です。

この免許については、毎年、卸売販売地域ごとに免許可能件数が算定され、算定された免許可能件数の範囲内で免許等が付与されます。新規免許だけでなく、他の卸売販売地域から転入する場合の「移転許可」及び「全酒類卸売業免許への条件緩和」も公開抽選の対象となります。

(2) ビール卸売業免許

ビール卸売業免許とは、ビールを卸売することができる酒類卸売業免許です。

この免許についても、全酒類卸売業免許と同様に、毎年、卸売販

売地域ごとに免許可能件数が算定され、算定された免許可能件数の範囲内で免許等が付与されます。ビール卸売業免許の場合も、新規免許だけでなく、他の卸売販売地域から転入する場合の「移転許可」及び「ビール卸売業免許への条件緩和」も公開抽選の対象となります。

(3) 洋酒卸売業免許

洋酒卸売業免許とは、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒のすべてまたはこれらの酒類の品目の1以上の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許です。

(4) 輸出入酒類卸売業免許

輸出入酒類卸売業免許とは、自己（自社）が輸出する酒類、自己（自社）が輸入する酒類または自己（自社）が輸出入する酒類を卸売することができる酒類卸売業免許です。

他の者が輸入した酒類の卸売はできませんので、他の者が輸入した酒類を仕入れて卸売を行う場合は、販売する酒類の品目に応じて、該当する他の酒類卸売業免許を取得する必要があります。

(5) 店頭販売酒類卸売業免許

店頭販売酒類卸売業免許とは、自己の会員である酒類販売業者に対して、店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が持ち帰る方法により卸売することができる酒類卸売業免許です。

この免許で卸売できる販売先は、住所及び氏名または名称ならびに酒類販売業者であることを免許通知書等により確認した上で、会員として登録し管理している酒類販売業者に限ります。会員登録していない酒類販売業者に対して卸売することはできません。

また、卸売できる販売方法は、店頭において酒類を直接引き渡し、当該酒類を会員が直接持ち帰る方法による卸売に限られていますの

で、販売した酒類を配達することはできません。

(6) 協同組合員間酒類卸売業免許

協同組合員間酒類卸売業免許とは、自己が加入している事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合をいう）の組合員である酒類小売業者に酒類を卸売することができる酒類卸売業免許です。

この免許で卸売できる販売先は、自己が加入している事業協同組合の組合員であって、酒類の小売を行うことができる酒類販売業免許を有する者に限られていますので、他の事業協同組合の組合員等に卸売することはできません。

(7) 自己商標酒類卸売業免許

自己商標酒類卸売業免許とは、自らが開発した商標または銘柄の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許です。

この免許で卸売できる酒類は、自らが開発した商標または銘柄の酒類に限られています。

(8) 特殊酒類卸売業免許

特殊酒類卸売業免許とは、酒類事業者の特別の必要に応ずるために酒類を卸売することが認められる酒類卸売業免許をいい、次のような免許がこれに該当します。

- ① 酒類製造者の本支店、出張所等に対する酒類卸売業免許
- ② 酒類製造者の企業合同に伴う酒類卸売業免許
- ③ 酒類製造者の共同販売機関に対する酒類卸売業免許

●表 1-3 酒類卸売業免許の区分

免許の区分	販売先	販売できる酒類の範囲	抽選
全酒類 卸売業免許	・ 酒類卸売業者 ・ 酒類小売業者 ・ 酒類製造者	全酒類	有
ビール 卸売業免許	・ 酒類卸売業者 ・ 酒類小売業者 ・ 酒類製造者	ビール	有
洋酒 卸売業免許	・ 酒類卸売業者 ・ 酒類小売業者 ・ 酒類製造者	果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒	
輸出入酒類 卸売業免許	・ 酒類卸売業者 ・ 酒類小売業者 ・ 酒類製造者	自己が輸入する酒類	
	・ 国外の酒類 販売業者等	自己が輸出する酒類	
店頭販売酒類 卸売業免許	・ 自己の会員 となっている 酒類販売業者	全酒類	
協同組合員間 酒類卸売業免許	・ 自己が加入 している協同 組合の組合員	全酒類	
自己商標酒類 卸売業免許	・ 酒類卸売業者 ・ 酒類小売業者 ・ 酒類製造者	自らが開発した商標 または銘柄の酒類	
特殊酒類 卸売業免許	・ 酒類販売業者	申請者である酒類製造者 が製造している酒類	

●プロフィール

小林 秀一（こばやし ひでかず）

行政書士・税理士・酒類業コンサルタント・産業カウンセラー

小林法務会計事務所 代表

やまなし大使

1954 年長野県生まれ、東京都在住

早稲田大学政治経済学部卒業後、1979 年東京国税局に入庁。

1987 年より、国税庁課税部酒税課実査官・係長として、酒類販売業免許制度の企画立案、ビール製造免許の審査、酒類業界の指導などの業務に従事。川崎市内の税務署の酒類指導官を経て、1998 年より国税庁税務大学校に異動。研究部教育官、教務課課長補佐を歴任し、酒類行政に関する研究及び税務職員の教育計画の企画立案に従事。

その後、税務大学校研究部教授、東京国税局酒類業調整官、信濃中野税務署長、税務大学校教務課長、横須賀税務署長、酒類総合研究所総務課長、甲府税務署長、東京上野税務署長を歴任し、2015 年定年退職。

2016 年 9 月 小林法務会計事務所を設立